

平成 23 年 3 月 9 日

企業会計基準委員会御中

株式会社野村総合研究所
経営革新コンサルティング部
服部 容次
猪鼻 聡
藤村 武史

「リース会計に関する論点の整理」に対するコメントについて

貴委員会が平成 22 年 12 月 27 日付けでコメントを募集されました「リース会計に関する論点の整理」について、会計の透明性向上という便益に対して企業が要求される対応費用が大きい問題点をより精査した上で、今後の検討を進められるべきだと考えています。

本意見では、各論点の内、特に会計の透明性担保が困難であり、かつ対応の為にシステム修正費用及び、情報集計等の一定の労力が必要と考えられる部分への意見提示をしています。これらの便益を上回る費用は、特に規模の大きくない貸手にとって過剰な負担であり、また借手の費用はリースを活用していた企業のリース離れにつながることを懸念されます。これらの費用はリースの活動自体の縮小を招き、最終的にリース以外の金融支援を受けることが困難でリース活用が事業を支えることとなっている中小企業の活動停滞に繋がることも想定されます。このように、上場企業の会計の透明性向上という便益のみを追求することが、リース活動の縮小等を通じて、その主な対象となる会計報告を義務付けられた企業以外の活動に波及し、結果として日本の様々な産業の競争力の低下の要因となり、社会全体としての費用が便益を遥かに上回る状況に陥ることを懸念しております。

貴委員会の提示する個別論点へのご回答

【論点 1-4】（質問 3）について

短期リースに該当する実際の商品・取引の想定が無い中で、単純に期間に限定した当該論点での簡易処理提案は意味が無いものと考えます。

事務機器、情報機器、什器など資産の金額の観点でも、活用方法の観点でも借手の事業運営に重要性の低いリース物件では、初期契約こそ当該論点が提示する 1 年契約のことは多いものの、その契約が 1 年以内に終わるものは稀で、一般的には自動更新条件が付記さ

れ、多くは更新されています。また、これらの 1 件当たりのリース取引規模は小さいですが管理件数は際立って多く、幅広い企業で活用されています。

今後、貴委員会での当該論点の検討に於いては、この様な事業における重要性の低い物件について、一般的な契約実態を勘案した上で簡易処理範囲を定義されることが望ましいと考えております。

現在の日本基準ではリース契約金額が 300 万円以下の案件の賃貸借処理が認められていますが、国内でリースを活用した商品提供を実施している事務機や情報機器の製造事業者等はこの簡易処理により顧客への提供情報管理などのシステム面を簡易化でき、より低い費用で機器ユーザーにサービスを提供しています。また 300 万円以下の商品をリースで活用するユーザー数及びリース取引数は非常に多く、多くの企業が簡易処理の恩恵を受けていると考えられます。当該論点に何らかの改善が無い場合、貸手・借手の双方に便益に見合わない費用が発生することが懸念されます。

【論点 3-1】（質問 4）について

当該論点は現在起こることが確率的でしかないオプションの価値を資産・負債とするという会計論としての整合性等に問題があります。オプションを加味することは恣意性が介在する余地を与え、その検証も難しいため本会計論点の採用が全体として透明性向上の便益を著しく押し下げることが懸念しております。またオプションを含め、その他論点 3 に列挙される様々な要件をリース期間設定に加味することは、恣意性の介在の余地が大きく会計の透明性向上の便益を著しく押し下げます。

費用の観点では、本論点が上記（論点 1-4）質問 3 に続き、システム改変やその他過去データの整備に関わる金額換算し難い費用を発生させる要因ともなります。（論点 3-2）の変動リース料のリース料受取債権等への反映も合わせて、情報を確率的に分析することができるのはリースを主たる事業とした大企業だけであり、多くの中堅企業にとって便益を遥かに上回る費用負担を発生させる可能性があることを、貴委員会は十分にご勘案の上で論点 3 の全般を再検討する必要があると考えています。

更に本論点では、従来は簡易処理やリース以外の会計処理の範疇にあったが本リース会計の導入により対応を迫られることになる不動産賃貸や事務機販売などの事業者においても、契約更新や変動契約が多用され、対応に多大な費用が発生し便益を遥かに上回る費用が発生する可能性があることも貴委員会は認識して、現実的な意思決定をされるべきだと考えております。

以上